

北陸地方整備局管内直轄橋梁 耐震補強対象路線



■橋梁の耐震補強実施にあたっての考え方

- ① 橋梁の耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止することを目的とし、県庁所在地間や防災拠点等を結ぶ道路の橋梁について、計画的に実施するものとする。
- ② 緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施するものとする。

出典：北陸地方整備局 道路の維持管理方針(案)より

